

# 別府市ふれあい農園貸付要綱

一部改正 令和3年 7月20日

制定 令和3年 3月30日

別府市告示第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、法第2条第2項に規定する特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象農地)

第2条 貸付けに係る農地の名称、位置、地目、面積等は、次のとおりとする。

名称	別府市ふれあい農園（以下「農園」という。）
位置	別府市大字東山
地番	1418番、1419番、1420番、1421番、 1422番2、1475番4
地目	登記簿：田 現況：田
面積	4,806平方メートル
別府市が有する権利	権利の種類：貸借権

(貸付主体)

第3条 貸付けは、市が実施するものとする。

(貸付けの目的)

第4条 貸付けは、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 遊休農地の解消及び有効利用を図ること。
- (2) 農村と都市部との交流を図ること。
- (3) 農業者以外の者が、野菜、花等の栽培による農業体験を通じ、自然と触れ合うとともに農業及び食べ物に対する理解を深めること。
- (4) 安全な食べ物の生産を通じ、地域農業のあり方を考える機会を増やすことにより、食農教育を促進すること。

(貸付対象者)

第5条 貸付けを受けることができる者は、別府市に住所を有する者とする。

(貸付期間)

第6条 貸付けの期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に規定する貸付期間の中途から貸付けを受ける場合の貸付けの期間は、当該貸付期間の残余期間とする。

(貸付区画)

第7条 市長は、農園の区割りをし、1人につき1区画を貸し付けるものとする。ただし、区画に残余が生じるときは、希望した者について適正な区画数を追加して貸し付けることができる。

(募集の方法)

第8条 貸付けを受けようとする者の募集は、一般公募とする。

(申込みの方法)

第9条 貸付けを受けようとする者は、別府市ふれあい農園貸付申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸付けの承諾等)

第10条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、審査の上、貸付けの承諾の可否を決定する。

2 前項の規定により貸付けを承諾することを決定した申込者の貸付区画(第7条の規定により区割りをした区画をいう。以下同じ。)の決定は、抽選により行う。ただし、申込者が貸付区画数に比して著しく少ない等市長が特別の事情があると認めるときは、抽選によらないで決定することができる。

3 市長は、前2項の規定により貸付けを承諾し、貸付区画を決定したときは、別府市ふれあい農園貸付承諾通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(駐車場及び休憩施設の使用)

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者(以下「借受人」という。)は、農園に附属する駐車場及び休憩施設を使用することができる。

(農園の管理及び運営)

第12条 市長は、農園及びその附属施設の適切な維持管理及び運営を図るため、管理担当者を置く。

(賃借料及び納入期日)

第13条 貸付けに伴う賃借料(以下「賃借料」という。)は、貸付区画1区画につき年額6,000円とする。ただし、第6条第2項に規定する期間の貸付けを受ける場合における賃借料は、月割り(1月に満たない月は1月とする。)によって計算した金額とする。

2 借受人は、当該年度分の賃借料を5月(第6条第2項に規定する期間の貸付けを受ける場合にあっては、貸付けの承諾の日が属する月の翌月)の末日までに納入しなければならない。

(貸付期間満了後の返還)

第14条 借受人は、貸付期間満了後は、農園の使用に用いた資材等を撤去し、原状に回復して農園を返還しなければならない。

(遵守事項)

第15条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 農園に入園できる時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 他の借受人と相互に協力してごみを持ち帰る等清掃、整理、整備及び保全に努めること。
- (3) 収穫後の葉茎の処理については、貸付区画の土中に埋め込む等適切な農園の環境整備に努めること。
- (4) 借受人は、相互に尊重し合い円満な使用に努めること。

(禁止行為)

第16条 借受人は、農園内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付区画を第三者に転貸すること。
- (4) 野菜、花等の栽培(樹木の栽培を除く。)以外の用途に使用すること。
- (5) 近隣の土地への立入り、不法駐車等近隣の住民又は他の借受人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反する行為をすること。

(中止の申出)

第17条 借受人は、貸付区画の借受けを中止しようとするときは、別府市ふれあい農園借受中止申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(承諾の取消し及び貸付区画の返還)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの承諾を取り消すことができる。

(1) 法第3条第3項の規定による別府市農業委員会の承認が取り消されたとき。

(2) 借受人が、借受けの中止を申し出たとき。

(3) 借受人が、賃借料を第13条第2項に定める期日までに納入しないとき。

(4) 借受人が、この要綱に違反する行為をしたとき。

(5) 借受人として適当でないと市長が認めるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、農園の管理上特に必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により貸付けの承諾を取り消したときは、別府市ふれあい農園貸付承諾取消通知書（様式第4号）により借受人に通知しなければならない。

3 借受人は、第1項の規定による取消しを受けたときは、速やかに貸付区画を原状に回復し、返還しなければならない。

(賃借料の不還付)

第19条 既に納めた賃借料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受人の責に帰さない理由で使用ができなくなった場合

(2) 市長が特に相当の理由があると認めた場合

(市の免責)

第20条 天災、病虫害、盗難その他の原因によって発生した農作物、資材等の損害又は事故に対して、市は、その責任を負わない。

(貸付台帳の整備)

第 2 1 条 市長は、別府市ふれあい農園貸付台帳（様式第 5 号）その他必要な帳簿を備え、農園の利用状況を常に整理しておくものとする。

(委任)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、農園の貸付けに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 8 条に規定する貸付けを受けようとする者の募集、第 9 条に規定する貸付けの申込みの受付並びに第 1 0 条第 1 項から第 3 項までに規定する貸付けの承諾の可否の決定及び貸付区画の決定の事務は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 2 0 日から一部変更する。

様式第1号（第9条関係）

別府市ふれあい農園貸付申込書

年 月 日

別府市長 様

申込者 住 所  
氏 名  
連絡先

別府市ふれあい農園貸付要綱を熟読のうえ、同要綱第9条の規定により、次のとおり別府市ふれあい農園の貸付けを申し込みます。

なお、農園の使用に当たっては、別府市ふれあい農園貸付要綱を遵守します。

借受人	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日生( 歳)
借受人の家族の人数		人
借受けを希望する区画数		区画
借受けを希望する区画番号		番
作付(栽培)予定作物の名称		

第 号  
年 月 日

別府市ふれあい農園貸付承諾通知書

様

別府市長 印

年 月 日付けで申込みのありました別府市ふれあい農園の貸付けについて、次のとおり承諾したので通知します。

借受人	ふりがな 氏 名	
	住 所	
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸 付 区 画 数	区画	
貸付区画番号	番	
賃借料	円	

様式第3号（第17条関係）

別府市ふれあい農園借受中止申出書

年 月 日

別府市長 様

申出者 住 所  
氏 名  
連絡先

別府市ふれあい農園貸付要綱第17条の規定により、次のとおり別府市ふれあい農園の借受けを中止したいので申し出ます。

借受人	ふりがな	
	氏 名	
貸付区画数	区画	
貸付区画番号	番	
借受中止年月日	年 月 日	
借受中止の理由		



様式第4号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

別府市ふれあい農園貸付承諾取消通知書

様

別府市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した別府市ふれあい農園の貸付承諾を取り消したので、別府市ふれあい農園貸付要綱第18条第2項の規定により通知します。

取消し年月日		年 月 日
借受人	住 所	
	ふりがな 氏 名	
貸付区画数		区画
貸付区画番号		番
取消しの理由		

様式第5号（第21条関係）

年度 別府市ふれあい農園貸付台帳

番号	氏名	住所	生年月日	連絡先	受付年月日	承諾年月日	貸付区画	貸付期間	賃借料	納入年月日	備考